

メタデータ・サムネイル/プレビューのオープン化について（論点整理）

凡例：○はこれまでに出了意見等、●は事務局側で整理した今回議論してほしい論点

0 前回提示のあった三層構造

メタデータ
サムネイル/プレビュー
元データ（コンテンツ）

- Europeana では、メタデータは CC0 表示による完全自由利用の明確化を実現（DPLA も同様）、サムネイル/プレビュー（と元データ）は権利状態及び二次利用条件を明示。Digital NZ では、メタデータとサムネイル/プレビューが「営利・非営利」双方、「非営利のみ」自由利用可能の 2 種類の条件設定が可能。
- この三層構造で権利関係も含めて我が国における利活用を整理したい。

1 メタデータのオープン化の課題と方向性

- デジタルアーカイブの連携とメタデータの流通を促進するため、二次利用も含めてメタデータについては自由に利用できるようにする方向性を打ち出すことでよいか。
- その場合、実務的な課題は何か。
- メタデータの権利の位置付けの確認が必要か。
- メタデータの利活用を促すための利用条件は、どのような表示方法がよいか。

2 サムネイル/プレビューのオープン化の課題と方向性

- 許諾を得たものであっても、所蔵館での利用に限った許諾内容である場合があるため、他の組織のデータベースでのサムネイル/プレビューの活用は難しいのが現状。
- コンテンツが PD のもののサムネイル等については、PD で自由に使えることの明示が望まれる。
- サムネイル/プレビューがインターネットで検索結果として表示できるよう、どのようなルールの明確化が必要か。
- サムネイル/プレビューの利用条件は、どのような内容がよいか。また、その表示方法はこういったものがよいか。

3 これらの方向性の共有と普及

- ここで打ち出すルールを共有化して普及するにはどうすればよいか。

（参考１） 第１回議事概要からの関連発言の抜粋

○デジタルアーカイブ利活用全般

- ・テクニカルに法律で決めるという話もあり得るが、事実上、誰がどこまで行うか分担がなされ、権利関係も含めこの三層で整理されるところを目指したい。（座長）
- ・権利関係では、データベースの著作権があることが良い面と悪い面がある。国立国会図書館としても、データベース丸ごとはまだ無償提供できておらず、その点の整理も必要。（国立国会図書館）
- ・今後データベースが充実しても現物に対する権利が切れない限り、利用条件云々まで進めない。（文化庁芸術文化課）

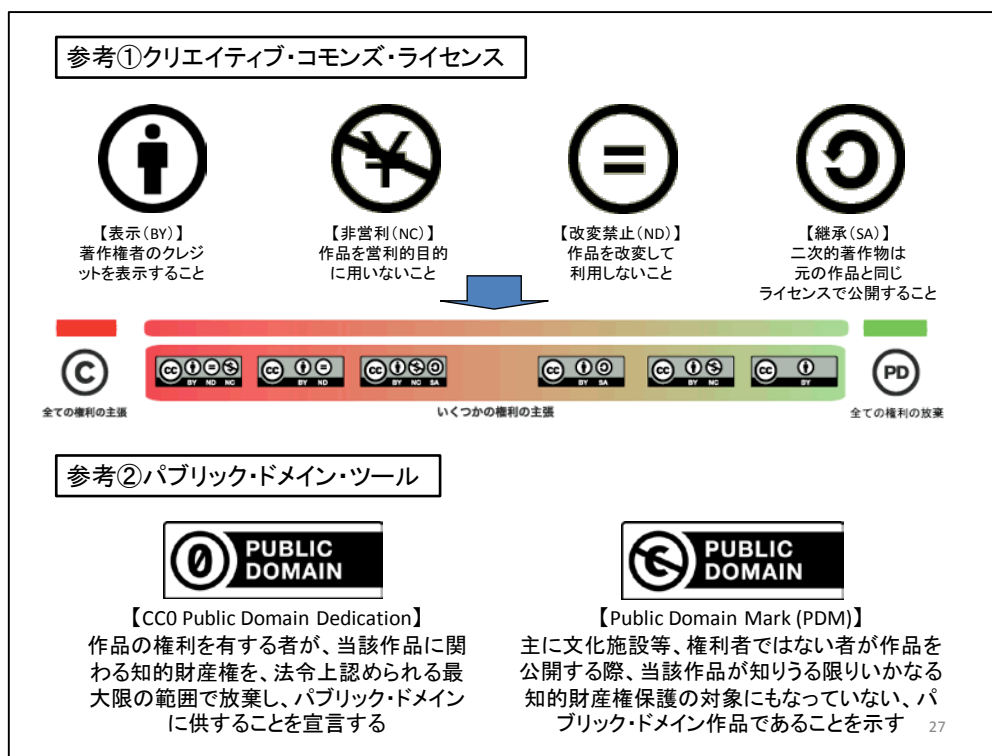
○メタデータのオープン化について

- ・メタデータについては少なくとも国立美術館としてはオープンにするという意味は持っている。（国立近代美術館）

○サムネイル/プレビューのオープン化について

- ・国立国会図書館サーチで検索して最終的に画像が見られるのは、あくまでも国立美術館の所蔵作品総合目録のサイトとして許諾を受けているため。これらの画像を別サイトに持っていくには、改めて許諾を受ける必要があると考えている。今後の分については許諾の取り方をフレキシブルにすることで対応可能かもしれないが、これまでの許諾分については公開範囲の限定があり悩ましい。（国立近代美術館）
- ・インターネットの普及に伴って、最近、美術館は画像の扱いについて非常に慎重になってきている。これまで、作品の文字情報や名刺大程度のサムネイル画像は目録に載せる慣行もあったが、インターネットでの画像の扱いについてはルールが不明確であり公開も躊躇せざるを得ない。そこで、「サムネイル」等の定義を規定する等した上で、公的文化施設においては原則CCOということを確認にしてもらえれば、美術館としても安心してサムネイル画像の公開率を一気に上げることができる。（国立近代美術館）
- ・慎重さが妨げとなることもある。そのため、きちんとルール化することが重要。例えば、欧州委員会勧告第5条には、パブリックドメインである資料は、電子化された後もパブリックドメインを確保する、というルールが書かれている。そういった社会的合意を国際的な基準で見てもおかしくない範囲で取り込んでいけると良い。（座長）
- ・サムネイルは、本の世界でも非常に効果的で、表紙が見えるだけでもまるで印象が違う。サムネイルが載ることで利用が進むということもあるので、この辺りの方向性も出せるとありがたい。（国立国会図書館）

(参考2) 第1回生員構成員作成資料(抜粋)



デジタルオブジェクトに適用可能な 権利表記(edm:rights)

- The Public Domain Mark (PDM)
 - いかなる制約も受けず、誰もが自由に利用可能なパブリック・ドメインのコンテンツであることを示すマーク(資料末尾参照)
 - PDMが適用された場合、パブリックドメイン利用ガイドライン(次項)へのリンクも表示される
- Out of copyright - non commercial re-use (OOC-NC)
 - 作品の著作権保護期間は満了しているが、デジタルデータの再利用が非営利に限定されていることを示す
 - 公私共同プロジェクトの契約により、当該条件が規定されている場合にのみ利用可能
- The Creative Commons CC0 1.0 Universal Public Domain Dedication (CC0)
 - 権利者により、デジタルオブジェクトに関わる全ての権利が放棄されていることを示す
- 6種類のクリエイティブ・コモンズ・ライセンス
- Rights reserved – free access / paid access / restricted access
- Orphan Works
 - EU孤児著作物指令(2012/28/EU)に対応する各国法に基づいて公開されていることを示す
- Unknown
 - 著作権状態が不明であり、孤児著作物指令に対応する手続を経ていないことを示す
- 2014年末時点で登録された約3,820万資料のうち、権利表記率は99.9%、うち25%がパブリック・ドメイン・マークを付与、「オープン」なライセンス等(PDM, CC0, CC BY, CC BY-SA)の付与率は33%
- プレビュー(画像や動画、音声等)の付与率は約70%

15